

アワビ・ナマコを取り扱う 流通事業者の皆さまへ

令和4年12月から

水産流通適正化法※がスタートします。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」

目 的

加工、流通段階で違法な漁業（密漁）に由来する水産物を排除する仕組みを構築することで、国内において違法に採捕された水産物（アワビ、ナマコ）の流通を防止

効 果

違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われることとなり、流通事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上や取引の円滑化に寄与

✓ 取扱事業者の届出

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

✓ 漁獲番号又は荷口番号等の伝達

仕入先から伝達を受けた漁獲番号をそのまま販売先に伝達するか、複数の漁獲番号に代えて荷口番号等を販売先に伝達する必要があります。

✓ 伝票類の受領・発行

アワビ、ナマコやその加工品を入荷（仕入）及び販売した場合には、仕入先からは取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）を受領し、販売先へは発行してください。

✓ 3年間保存

受領及び発行した取引記録が記載された伝票類（請求書、納品書等）は3年間保存してください。

詳細は裏面へ

☒ 取扱事業者の届出

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を使用して、行政庁※¹に対して、届出を行う必要があります。

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ☐ 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地（該当するもの全て）
- ☐ 取り扱う水産物の種類（アワビ、ナマコ）

※ 1 届出先の行政庁は以下のとおりです。

事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある事業者	都道府県
事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫が複数の都道府県にある事業者	農林水産省

☒ 事業者間の情報の伝達

アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、他の取扱事業者にあワビ、ナマコやその加工品を譲渡し又は引渡しをする場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- ☐ 名称（取引において通常用いている名称）
- ☐ 重量又は数量（取引において通常用いている単位）
- ☐ 年月日（譲渡し又は引渡しをした年月日）
- ☐ 取扱事業者名（譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称）
- ☐ 漁獲番号※²又は荷口番号※³（輸入品又は養殖物の場合は、その旨）

※ 2 漁獲番号とは、アワビ、ナマコを適法に採捕する権限を有する採捕者が、アワビ、ナマコを流通事業者等に譲り渡す際に当該アワビ、ナマコの取引に附番する16桁の番号です。漁獲番号を伝達する場合は、譲受け先から伝達された漁獲番号をそのまま伝達してください。

※ 3 荷口番号とは、アワビ、ナマコやその加工品の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達を受けた複数の漁獲番号に代えて取引に附番する16桁の番号（取扱事業者が届出した際に通知される事業者割振り番号（7桁）＋譲渡しをする年月日（6桁）＋任意の数字（3桁））です。なお、荷口番号を使用する場合は、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を保存する必要があります。

(例)

事業者割振り番号	取引年月日	取引番号
荷口番号： 5234567	— 221201 —	XXX

(西暦下2桁＋年月日4桁)

取引番号3桁は、事業者が任意に附番する番号で、取引実態等に合わせ柔軟に設定が可能です。
※ナマコ、アワビは分けて下さい。
(例：アワビ 001、ナマコ 002)

☒ 取引等の記録の作成・保存

☒ 受領・発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類（請求書、納品書等）に、①名称、②重量又は数量、③年月日、④仕入先、販売先の取扱事業者名、⑤漁獲番号又は荷口番号が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問合せ先 水産庁加工流通課 Tel.03-3502-8111（内線6683）